

静岡県 週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領

静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。

1 労務費の補正

週休 2 日推進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格の元となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

- | | | |
|----------------------|-------|-----------|
| (1) 完全週休 2 日（土日）適用工事 | 労務費 | 補正係数 1.02 |
| | 現場管理費 | 補正係数 1.01 |
| (2) 月単位の週休 2 日適用工事 | 労務費 | 補正係数 1.02 |

2 工事費の積算、変更方法等

(1) 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

ア 工事費の積算

予定価格は、原則、「月単位の週休 2 日」の達成を前提に 1 (2) により労務費を補正し工事費を積算して作成する。

イ 変更方法

現場閉所（現場休息）の達成状況や、「完全週休 2 日（土日）」の取組の協議の状況に応じて、(ア) 及び (イ) により補正を変更する（補正係数に変更が生じない場合を除く）。

(ア) 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その状況に応じて補正係数を 1 (1) 又は 1 (2) に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を変更する。なお、契約変更においては、契約約款第 24 条の規定に基づき行うものとする。

(イ) 受注者が対象期間開始前に「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望し、その協議が整った場合については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を 1 (1) に変更するものとする。

(2) 完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

ア 工事費の積算

予定価格は、原則、「通期の週休 2 日」の達成を前提に工事費を積算して作成する。

イ 変更方法

現場閉所（現場休息）の達成状況や、「完全週休 2 日（土日）」及び月単位の週休 2 日又は「月単位の週休 2 日」の取組の協議の状況に応じて、(ア) 及び (イ) により補正を変更する（補正係数に変更が生じない場合を除く）。

(ア) 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その状況に応じた補正係数 1 (1) 又

は 1 (2)に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を変更する。なお、契約変更においては、契約約款第 24 条の規定に基づき行うものとする。

- (4) 受注者が対象期間開始前に「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の取組を希望し、その協議が整った場合は、契約締結後における直近の変更契約時等に併せて、補正係数を 1 (1) 又は 1 (2)に変更するものとする。

(3) 共通事項

発注方式に関わらず、予定価格のもととなる工事費の積算において用いた労務費及び現場管理費の補正係数は現場説明書等に記載する。

(記載例)

週休 2 日推進工事の補正：完全週休 2 日（土日）	労務費	補正係数 1.02
	現場管理費	補正係数 1.01
週休 2 日推進工事の補正：月単位の週休 2 日	労務費	補正係数 1.02

3 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に 1 による補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格等

市場単価と補正市場単価は、1 による補正係数から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 7 (3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 7

(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日適用工事 及び 完全週休2日適用工事（土日）	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（カラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日適用工事 及び 完全週休2日適用工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日適用工事 及び 完全週休2日適用工事(土日)	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び現場管理費を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること等）により見積依頼するため、当該単価及び現場管理費は週休２日推進に係る補正の対象としない。

附 則

この要領は令和２年４月１日から施行する。

この要領は令和２年７月１日以降に設計積算するものに適用する。

この要領は令和４年４月１日以降に設計積算するものに適用する。

この要領は令和６年１０月１日以降に設計積算するものに適用する。

この要領は令和７年１０月１日以降に設計積算するものに適用する。